

議案第 2 号

令和 2 年（第 20 期） 活動方針（案）並びに予算

I. 令和 2 年コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟は、平成 13 年の設立以来、コンサルティングエンジニア（CE）の健全な発展と地位の向上を目指して種々の政治活動を行っており、その活動成果の一つは平成 17 年に議員立法で制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法と呼ぶ）」と平成 26 年の同法改正および令和元年の同法の 2 回目の改正に結び付いている。

連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、わが国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働きかけると共に、社会資本整備と建設コンサルタントの重要性に理解のある政治家を支援し、コンサルティングエンジニアの社会的・経済的地位の向上を目指して活動することを目的としている。

平成 25 年 7 月の参議院議員選挙においては、連盟の推薦した佐藤信秋候補が、平成 28 年 7 月の同選挙では同じく連盟が推薦した足立敏之候補がそれぞれ高位で当選している。そして昨年 7 月の参議院議員選挙では連盟が応援し、建設コンサルタンツ協会と共に推薦させて頂いた佐藤信秋候補が無事三回目の高位当選を果たされている。

本年は以上の状況を踏まえ、また連盟発足以来の最大の会員数を実現していることを踏まえて、連盟の存在感を更に高め、佐藤信秋参議院議員および足立敏之参議院議員にも連盟の認知度を高めて頂くと共に、更に連携を深め上記連盟の目的を達成するために、引き続き以下の七つの方針で活動して参りたく、皆様のご理解とご支援のほどを宜しく御願い申し上げます。

(1) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

インフラの老朽化・長寿命化対策、防災・減災対策の持続的予算確保と迅速執行要請

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災から 9 年が過ぎようとしている。大津波災害を受けた地域はようやく復興への道が見えてきた段階であるが、福島原発周辺では未だに立ち入りが制限され、復興ははるか先であると言わざるを得ない。平成 27 年 9 月には北関東を豪雨が襲い、鬼怒川左岸堤防の決壊等により常総市等では大きな被害を蒙り、平成 28 年には熊本地震、九州豪雨、東北、北海道の台風による水害、鳥取県中部地震、そして糸魚川大火災、平成 29 年には九州北部豪雨や度重なる台風の上陸など多くの災害が発生、平成 30 年には大阪府北部の地震、倉敷市を中心とした豪雨、台風による風水害、北海道胆振東部地震、そして令和元年（平成 31 年）には台風 15 号、19 号、21 号などによる大規模な風水害など多くの災害が発生している。これらの壊滅的といつてよい被害を見ても判るとおり、自然災害の危険と常に背中合わせにある我が国土の特性を再認識し、たとえ災害が発生してもその影響を最小化できるよう、強く、しなやかで、代替手段の確保が可能な社会資本整備を国土経営の根幹に据えるべきであると考えます。また、平成 24 年 12 月の笹子トンネル事故に象徴されるようにインフラの老朽化・長寿命化対策は緊急の課題であ

る。このような認識のもと、自民党政権では、計画的に国土を災害から守る国土強靱化を中心的な施策に掲げ、平成 25 年末の国会において、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、合わせて「南海トラフ巨大地震対策特別措置法案」、「首都直下地震対策特別措置法案」も可決された。また、これに関連して「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」も策定され、当連盟の期待に沿った政策が実行されていくことになった。

我々は立法・行政府に対して、これが一過的な予算確保でなく、必要とする社会資本の優先順位を国土のグランドデザインに基づいて定め、持続的に予算を確保して迅速に執行すること、上記法律に明記された計画等を速やかに策定、継続的に必要な予算を確保するよう強く要請していく。

（2）当初予算の確保と円滑な執行、様々な面でのコンサルティングエンジニアの活用

令和 2 年度当初予算の早期成立・執行および種々の発注方式における C E の活用要請

東日本大震災や笹子トンネル事故、そして近年の大型台風による風水害などを目の当たりにし国民の間には防災・減災、復旧・復興に向けた社会資本整備や老朽化した社会資本対策の重要性に対する理解が深まりつつある。

社会資本整備に携わる我々としては、これを契機に、安全・安心な生活と少子高齢化時代に適した必要不可欠な社会資本整備に向け、昨年を上回る令和 2 年度当初予算の早期成立とその迅速かつ円滑な執行を立法・行政府に要請していく。

改正品確法においては、技術力による選定の拡大、また、多様な入札制度の導入・活用等がうたわれ、様々な発注方法、たとえば設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（E C I 方式）等が検討されている。コンサルティングエンジニアの主体的関与を前提としてこれら方式の積極的な活用を求めていく。

また、経済再生本部（首相官邸）は「日本再興戦略」においてインフラ整備・運営における民間資金やノウハウの活用（コンセッションや P P P / P F I 等）を拡大していく戦略を打ち出している。このような施策においてインフラに精通し、幅広い見識を持つコンサルティングエンジニアの活用を求めていく。

（3）「公共事業調達法（仮称）」制定の推進

公共事業に限定したコンサルティングエンジニアのための新調達法制定要請

コンサルティングエンジニアは知的職業であり、価格による企業の選定は本質的になじまない。価格競争に偏った企業選定は、過重な執務環境を招き、技術の継承や再生産を阻害し、若者に魅力ある将来像を示すことが出来ない。明日を担う技術者が誇りと技術を持って社会に貢献ができるよう、知的産業に相応しい対価を求めていくことが重要である。このためには、品確法をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法（仮称）」の制定を国土交通省や超党派の議員連盟に積極的に働き掛けていく。平成 26 年の品確法改正では我々が求めてきた調査・設計を含む公共調達法の性質を色濃くしたものとなっている。また、この改正では発注者責任の明

確化、多様な入札契約制度の導入・活用などがうたわれ、地方自治体も巻き込み公共事業調達を適正化していく方向性が示されている。更に令和元年6月公布、施行の品確法2回目の改正では我々建設コンサルタント業務を「公共工事に関する調査等」として法律第2条で追加定義され、一段と前進したと評価されるが、今後も設計を含む本来的な「公共事業調達法」の実現へ向けて努力していく。

(4) 地域に密着したコンサルティングエンジニアの育成

災害発生時の迅速対応を含め地域を良く知る地域密着CEの活躍できる場の創出要請

巨大地震の襲来、ゲリラ豪雨、土砂災害などの度重なる自然災害によって、ただでさえ老朽化が進んでいるわが国の社会資本は、それ自身の安全性が脅かされ、本来の目的である社会の安全性の確保が憂慮される状況に陥っている。財政的に厳しいわが国においては、既存施設を適切に保全し、長寿命化を図ることが不可欠であると考えます。また、災害発生時に人命・財産の確保に向け、素早く貢献できる企業と人材の確保は国の責務であり、地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。

これらの目標を達成するためには、地域を良く知り、郷土愛をもったコンサルティングエンジニアの多方面にわたる参画が不可欠であるとの認識にたつて、適正な事業量を確保し過大な価格競争を排した企業選定によって、地域に密着したコンサルティングエンジニアが活躍できる場の創出を求めて活動していく。

(5) コンサルティングエンジニアの著作権の保護

標準委託契約約款の運用に際し本来CEの保持する著作権に十分な配慮要請

著作権法の趣旨に照らせば、コンサルティングエンジニアの知的活動が生み出した成果の著作権は、本来コンサルティングエンジニアに帰属すべきものである。現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成7年5月建設省告示）では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権はコンサルティングエンジニアに帰属するので、約款の運用に際してはコンサルティングエンジニアの権利に十分配慮することを発注者に要請していく。

関係者のこれまでの努力により設計者名の銘板記載など一定の成果は現れてきているが今後とも、標準契約約款改定の機会などを通して、コンサルティングエンジニアの著作権の保護について幅広い検討を求めて活動していく。

(6) 適正な利益水準の確保と次世代の担い手育成のための環境整備

売上・単価の継続的アップによる利益確保と若者に魅力ある職場となる調達方法要請

平成9年頃から始まった公共事業の縮減傾向はようやく平成22年頃を底にゆるやかな上昇傾向にあるが、事業規模はピーク時と比べほぼ半分程度となっている。建設コンサルタントの売上も平成9年の約1兆円から平成23年には約6.7千億円程度まで落ち込んだが、平成30年には9.7千億円まで回復してきている（建設コンサルタント協会調査、以下の数値も同様）。売上の減少に伴い営業利益率もピーク時の約6%程度から底であった

平成 23 年度では 4 ポイントほど低下したが、平成 24 年度からは公共事業の拡大等により、回復傾向に向かい、平成 27 年度 5.8%、平成 28 年度 5.4%、平成 29 年度 6.8%、そして平成 30 年度 7.5%と回復基調にある（建設コンサルタンツ協会、加盟会社の経営分析、専業社平均）。しかしながら、この利益率は業種全体の中では依然低いレベルにあると言ってよい。令和元年（平成 31 年）には設計業務で平均 2.6%（平成 30 年は 2.3%）の技術者単価のアップが実施されたが、経営基盤の確立、人材の育成面からもさらなる単価アップを要望していく。

また、年齢構成についても 40～45 歳前後の技術者が中心となっており、特に若手の人材不足、人材獲得の低迷が顕著である。また、有給休暇の取得割合も低く、長時間労働が大きな問題となっている。今後は新卒採用の拡大、若手の離職防止、女性の活用、技術の伝承を含めたシニア層の活用など、多様性のある人材確保、育成が緊急の課題となりつつあり、単価アップのみではなく、多様性、ワークライフバランスを重視した働き方の改善、更にノー残業デーの実施、ウイークリースタンス（業務環境改善：月曜期限不可、水曜定時帰宅、金曜日依頼不可）等により長時間労働の改善を図ることを要求していく。

改正品確法においては基本的な理念として、「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成」、「そのための適正な利潤の確保」を掲げ、これが発注者の責務であることを明確にしている。建設コンサルタントとしても、この若手の獲得と育成を重大な課題と認識し、処遇・職場環境の改善、女性の活用などと共に、これが実現できるよう、調達における技術力による選定の拡大、適正な履行期間の設定、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、早期の条件明示、適正な設計変更の実施、ダンピング防止等の施策を立法・行政府に継続的に働きかけていく。

(7) コンサルティングエンジニアの法的根拠の確立

コンサルティングエンジニアの法的根拠となる資格法や職業法の法制化要請

我が国のコンサルティングエンジニアは、誕生以来 60 数年間、技術の練磨、中立・独立の倫理の堅持という自助努力と立法・行政機関の理解・支援とにより、今日では国内外において社会資本整備に不可欠な重要な役割を担う知的産業として確立している。

しかしながらその重要な役割にもかかわらず、医師や建築士とは異なってコンサルティングエンジニアには職業を規制する資格法や職業法がないため、技術能力や倫理等に問題のある者が自由に参入し過当競争による品質の低下等種々問題を引き起こす可能性がある。

この状況を改善するため、現行の「建設コンサルタント登録規程(昭和 39 年 4 月建設省告示)」の抜本的改正を行うとともに、合わせてコンサルティングエンジニアの中立・独立性を堅持しつつ、技術者の社会的地位を確立し技術力や成果品の品質向上を図るため、コンサルティングエンジニアの法的根拠となる資格法や職業法などの法制化について検討を進め、その実現を求めて活動していく。

II. 令和2年コンサルティングエンジニア連盟の組織運営方針

コンサルティングエンジニア連盟は、上述の目標を実現するために、継続的にコンサルティングエンジニアの社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働きかけることとし、今年度においては以下の方針の下で活動していく。

・引き続きの会員の増強

令和元年末には当初目標会員数1,800名に対し、1,847名と前年実績を297名も超える連盟発足以来の過去最高会員数を確保できた。このことが7月の参議院議員選挙での佐藤候補の高位当選、品確法の2回目の改正、そして我々の処遇改善へと繋がっている。令和2年は連盟のなお一層の組織力強化、連盟の更なる認知度・発言力の向上、組織運営の健全化、そして来るべく次の参議院議員選挙も鑑み、会員数2,200名を目指す。

・ウェブサイト等を活用した会員とのコミュニケーション強化

連盟のHPが完成して5年が経過した。令和2年はこれを更にフルに活用し様々な連盟の活動を更に会員へ周知し、相互の理解をより一層深める。

・立法・行政府への働きかけ

佐藤、足立両参議院議員のお力をお借りして、引き続き連盟の七つの方針の具現化に努力する。

・時局講演会の開催

通例の連盟総会後の佐藤、足立両参議院議員による時局講演会に加え、各支部での時局講演会の開催を実現する。

・関係団体等との意見交換

建設コンサルタンツ協会との連携を基本に、引き続き他の組織、関連する政治団体などとの協働についても更に深度化を目指す。

・政治家への支援

例年通り、佐藤、足立両参議院議員にそれぞれ政治献金を実行する。

以上